

平成20年度 固定資産税の縦覧・閲覧を行います

< 固定資産評価額の縦覧 >

縦覧期間 4月1日(火)～5月30日(金) (土・日曜日、祝日は除く)

所 市役所2階税務課資産税係、支所1階市民サービス課

対象 袋井市に固定資産税を納める義務がある方、その同居の親族・納税管理人 (そのほかの方は委任状が必要です)

内容 市内すべての土地や家屋の評価額の縦覧

持ち物 次の ~ のいずれかと認め印 納税通知書 課税明細書 身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)

縦覧帳簿には資産を所有している方の住所や氏名は記入されていません。

< 固定資産課税台帳の閲覧 >

閲覧期間 4月1日(火)～平成21年3月31日(火) (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

所 市役所2階税務課資産税係、支所1階市民サービス課

対象 袋井市に固定資産をお持ちの方、その同居の親族・納税管理人、借地借家人

内容 固定資産税課税標準額などの閲覧

持ち物 個人の場合... 次の ~ のいずれかと認め印 納税通知書 課税明細書 身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)

法人の場合... 法人の代表者印が押してある閲覧申請書または、閲覧委任状と窓口に来る方の認め印

借地借家人が、自分の借りている土地や家屋の課税台帳を閲覧したい場合は、賃貸借契約書などの権利を確認できる書類も必要です。

5月30日(金)までは、課税台帳のコピーを無料で差し上げます。

☎ 税務課資産税係 ☎ 44-3110

障害のある方の自動車税の減免制度が改正されます

平成20年度分の自動車税から、障害のある方の減免制度が次のとおり改正されます。

< 主な改正点 >

減免の対象が「上肢機能障害2級まで」及び「生計同一者などが運転する場合は、下肢機能障害3級まで」に拡大されます。

減免対象となる方が複数の障害があるため生計同一者などの運転で申請する場合は、総合等級を個別等級に読み替えます。

減免の上限額が自動車税は4万5,000円、自動車取得税は300万円に自動車取得税率を乗じて得た額になります。

自動車取得税については、平成20年4月1日登録分から新制度が適用されます。

☎ 磐田財務事務所 ☎ 37-2211



「けし」を見掛けたら、連絡してください

毎年4～6月にかけて、県内の多くの地域で、植えてはいけない「けし」の発生が見られます。

けしは、麻薬(あへん)の原料となるため、栽培・採取が法律で厳しく制限されています。けしを許可なく栽培した場合、処罰を受けることがあります(観賞用としての栽培も処罰の対象です)。庭や畑などでけしと疑われるものを発見した場合は、ご連絡ください。

【ソムニフェルム種】

- ・鮮やかなピンク色の八重咲きが多い。
- ・一重咲きは花びらが4枚で赤色、桃色、紫色、白色など。
- ・葉が茎を抱き込むようについている。
- ・茎や葉は白みを帯びた緑色で、毛はほとんどない。



葉・茎部分

【セティゲルム種】

- ・花の色は紫色が多く、花びらは4枚。
- ・葉が茎を抱き込むように、互い違いについている。



葉・茎部分

☎ 県西部保健所衛生薬務課 ☎ 37-2247 掛川支所 ☎ 0537-22-3262